

愛知県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

1 目 的

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の規定に基づき、愛知県の区域において、地域の関係機関が参画し、以下の事項について協議を行う「愛知県地域職業能力開発促進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

- （1）職業能力開発促進法第 16 号第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 条）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定の促進及び訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等
- （2）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 60 条の 2 第 1 項に規定する教育訓練給付について、地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大等

2 設置主体

設置主体は、愛知労働局及び愛知県とする。

3 構成員等

- （1）協議会は、以下に掲げる者を構成員とする。

- ① 愛知労働局長
- ② 愛知県労働局長
- ③ 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部長、
一般社団法人愛知県専修学校各種学校連合会、愛知県職業能力開発協会、
一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会、リカレント教育を実施する
大学等の役員または同等クラスの者及び実務担当者
- ④ 労働者団体
日本労働組合総連合会愛知県連合会の役員または同等クラスの者及び
実務担当者
- ⑤ 事業主団体
愛知県経営者協会、愛知県中小企業団体中央会、名古屋商工会議所、
愛知県商工会連合会の役員または同等クラスの者及び実務担当者

- ⑥ 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
 - ⑦ 学識経験者
人事労務分野に係る大学教授など職業能力形成分野に精通している者
 - ⑧ その他関係機関が必要と認める者
中部経済産業局において人材育成に係る業務を所掌する組織の長
- (2) 協議会には、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

3 ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

4 会 長

- (1) 協議会には会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 協議会の開催

協議会は、原則として年2回開催し、中央職業能力開発促進協議会の開催に合わせて開催する。

6 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公的職業訓練について、愛知県内の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関すること。
- (2) 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関すること。
- (3) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関すること。
- (4) 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関すること。
- (5) 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

7 事 務 局

協議会の事務局は、愛知労働局職業安定部訓練課及び愛知県労働局産業人材育成課に置く。

8 そ の 他

- (1) 協議会の議事については、別に協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 協議会の事務に従事する者または従事した者は、職業能力開発促進法第 15 条第 3 項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 16 日から施行する。

改正 令和 5 年 10 月 6 日

改正 令和 6 年 3 月 15 日